

安保法制違憲訴訟おかやま

被告の答弁書概要

第1 被告国側代理人

訟務検事、法務局訟務官、内閣官房国家安全保障局事務官、防衛省防衛部員

第2 答弁

原告らの請求は、いずれも、国家賠償法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものでないから主張自体失当であり、すみやかに棄却されるべきである。

第3 請求原因の認否

- 1 原告らのいう「新安全法制法案」については、被告は、「平和安全法制関連2法案」と称する。
- 2 新安保法制法についての閣議決定、法案提出、決議等の制定過程、施行、法の内容については認める。
- 3 新安保法制法の制定行為の違憲性、違法性、新安保法制法の違憲性、立憲主義の否定、集団的自衛権行使等によってもたらされる状況、国民・市民の権利侵害の切迫性、内閣総理大臣等公務員の故意・過失については、争点でないので、認否の要を認めない。
- 4 原告らの権利、利益の侵害については争う。
 - (1) 権利ないし法的利益の侵害がなければ、国家賠償法上の違法を認める余地がないところ、原告らが主張する権利は、国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない。
 - (2) 平和的生存権については、最高裁判例（平成元年6月20日第三小法廷判決）も「平和」とは理念ないし目的を示す抽象的概念に過ぎず、具体的権利性がないとしている。

実質的に検討しても、「平和」の概念そのものが、抽象的かつ不明確であるばかりでなく、具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件、法律効果等のどの点をとっても一義性に欠け、その外延を画することさえできない極めて曖昧なものであり、具体的権利性は認められない。

また、憲法前文第2段が規定する「平和的生存権」は、憲法前文第1段及び2段で表明されている憲法の平和主義の原理を人々の生存に結びつけて説明したもので、憲法の理念・基本原理を宣明したに過ぎないという憲法前文の法的性格からしても、直ちに基本的人権の1つであるということとはできず、裁判上の救済が得られる具体的権利の性格を持つものと認めることはできない（伊藤正己等の学説）。

さらに、「平和的生存権」を憲法13条の幸福追求権の一環をなすものと理解した場合においても、その具体的な意味・内容を直接「幸福追求権」から引き出すことはできず、ただ、政治の面において平和理念の尊重が要請されることを意味するにとどまる（東京高裁昭和56年7月7日判決）。

- (3) 生命・身体の安全を含む原告ら主張の「人格権」は、極めて抽象的であり、具体的な権利内容、成立要件、法律効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、具体的権利性を認めることはできない。原告らが「人格権」の侵害と述べるところは、漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない。

また、戦争やテロ行為に対する恐怖や不安を感じることなく平穏に生活する権利が侵害されたとの主張であれば、平和的生存権に係る主張と同旨であって、具体的権利性がない。

- (4) 国賠法上保護される権利ないし法的利益としての「憲法改正決定権」なるものは観念できない。

憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとして

も、それは、「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまり、そのことから直ちに、原告らという具体的な「個別の国民」との関係で国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正決定権」を観念することはできない。

また、そもそも、新安保法制は憲法の条文自体を改正するものではないから、憲法改正に伴う国民投票権の内容や行使に何ら具体的な制約を加えるものではなく、権利侵害はない。

新安保法制が憲法と抵触し、憲法解釈が実質的に変更されるとして、「憲法改正決定権」侵害を主張することは、抽象的に法令自体の憲法適合性審査を求めることに帰するのであって、付随的違憲審査制を採用するわが国の司法制度のあり方とも合致しない。